解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

大阪市旭区高殿二丁目一二番二五号二Ｆ、三Ｆ

ＮＰＯ法人元気な未来

清算人　宝樹　良高

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

大阪市阿倍野区王子町三丁目一三番一三号

特定非営利活動法人世界芸術文化連盟

清算人　翁　祖団

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

兵庫県西宮市甲子園町九番一二号

カープラザサン・オート株式会社

代表清算人　濱田　恒

解散公告

当社は、平成二十九年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

岡山市北区田中一二〇―一〇二

株式会社Ａ＆Ａリサーチ

代表清算人　藤井　克久

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

東京都中央区東日本橋一丁目五番一三号

東日本プラスチック工業厚生年金基金

清算人　佐藤　義明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年二月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

長野県下伊那郡阿智村智里三二八三番地一

おろちヶ滝農事組合法人

代表清算人　竹内　晶

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年二月七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

高知県高岡郡中土佐町大野見吉野一二番地

清算法人大野見土地改良区

清算人　槇本　壽文

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十四日

広島県広島市南区稲荷町四番五号

広島県食品製造厚生年金基金

代表清算人　竹内　泰彦

第一期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　単位・千円

流動資産	一〇四、七六六
固定資産	一〇、三五二
繰延資産	一、四一五
合計	一一六、五三四

負債および純資産の部

流動負債	一五、四〇四
株主資本	一〇一、一三〇
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	一、一三〇
その他利益剰余金	一、一三〇
（うち当期純利益）	（一、一三〇）
合計	一一六、五三四

平成二十九年三月十四日

東京都中央区築地五丁目六番四号

株式会社ブラーブメディア

代表取締役社長　國田　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道常呂郡訓子府町字清住二六七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小山田正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

北海道北見市北二条西三丁目一〇番地北二条ビル二階　ともざわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大島　由依

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市末広一丁目一二六三番地、最後の住所茨城県古河市東山田一八一五番地七〇六

被相続人　亡　大山　信春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

茨城県古河市一丁目四番四号

相続財産管理人　弁護士　小野寺信次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市東町二七〇四番地一、最後の住所群馬県伊勢崎市東町二六九四番地六

被相続人　亡　阿久津昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

群馬県太田市新野町八〇〇番地一

相続財産管理人　大久保繁明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市八幡三〇一番地一六、最後の住所千葉県安房郡鋸南町小保田一三九二番地

被相続人　亡　福原　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一　依田ビル二階　関川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市高根町一三八六番地二、最後の住所千葉県船橋市高根町一三八六番地

被相続人　亡　藤城　勝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所千葉県市川市南八幡四丁目五番二〇号エムワイビル五Ａアライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市羽衣町二丁目五一番地、最後の住所東京都昭島市緑町一丁目四番六号ジュネス二一　一〇三号

被相続人　亡　内野　知生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝